

高齢者の生活を  
支えるために

## 地域密着型サービス事業者を募集

高齢者が要介護状態になつても、できる限り住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、身近な地域で提供される地域密着型サービス事業者を公募します。



### ▼公募するサービスと整備数

- ①地域密着型介護老人福祉施設＝2施設（市内に2カ所）
- ②看護小規模多機能型居宅介護＝1事業所（7つの日常生活圏域のうち、第三・東部・西部・南部圏域のいずれかに1カ所）
- ▼応募要件など 令和4年度中に整備が完了し、令和5年度からサービスの提供が見込める①または②の団体
- ①応募時点では社会福祉法人である団体

遺族の負担を  
軽減します

## 「おくやみコーナー」を7月9日から設置します

身内の人が亡くなると、保険や福祉など、さまざまな手続きが必要になります。手続きをする遺族の負担軽減のため、市役所内の各種手続きをサポートする「おくやみコーナー」を市民課に設置します。

▼サポート内容 ①手続きの絞り込み、②申請書の作成補助（亡くなった人の情報を印字した申請書を用意します。申請書の提出は各担当課へ）、③保険証などの回収、④担当課への案内

よりよい  
窓口運営のために

## 市民課窓口業務等業務委託に関する プレゼンテーションを公開します

市民課では、10月1日から市民課窓口業務等の業務委託を更新します。その事業者選定のためのプレゼンテーションおよび質疑応答を一般公開します。申し込み方法など、詳しくはお問い合わせください。

- ▼とき 7月20日（火）、午後1時～
- ▼ところ 市役所3階第1会議室
- ▼対象と定員 市民=3人（先着順）
- ※事前の申し込みが必要。
- 問い合わせ先 市民課受付係（☎ 35-1113）

今月の  
納税

固定資産税 第2期 国民健康保険料 第1期  
介護保険料 第1期 後期高齢者医療保険料 第1期

納期限  
**8/2**（月）

納税には便利な口座振替を  
ぜひご利用ください。

3次募集を  
開始します

みんなであずましいまちづくり

## 市民参加型まちづくり1%システム

### ●新しいことを始めてみませんか？

まだ1%システムを活用したことがない人や書類作成やプレゼンテーションに不慣れな人を応援するため、「スタート部門」の制度を今年度から新設しました。

一般部門	スタート部門
団体の人数	5人以上
申請回数の上限	なし
補助金の上限額	50万円
審査方法	プレゼンテーション、審査会
	書類審査のみ

■問い合わせ・提出先 市民協働課（市役所2階、☎ 40-7108、Eメール shimin\_kyoudou@city.hirosaki.lg.jp）

### 制度の詳細について

市のホームページをご覧ください。

<http://www.city.hirosaki.aomori.jp/ichi-per/index.html>



### 1%システム採択事業の情報を配信中！

#### 市民協働課 Facebook 「弘前まぢながサミット」

今後開催される採択事業の情報や、これまで行われた事業の様子を随時掲載しています。  
<https://www.facebook.com/madi20160302/>



### 第3回 協働♪まちづくりフォーラム♪

みんなで住みたいまちに★できることからはじめよう！

まちづくりを実践している人の話を通じて、まちづくりについて考えてみませんか。

現在、まちづくりや地域活動に関わっている人も、これから始めてみたい人も、どなたでも気軽に参加できるフォーラムです！

▼とき 7月18日（日）、午後1時30分～4時頃（受け付けは午後1時～）

▼ところ ヒロ口（駅前町）4階市民文化交流館ホール

▼内容 市民参加型まちづくり1%システム事業成果発表会、まちづくり座談会、パネル展  
※パネル展は、フォーラム終了後、ヒロ口3階就労支援センター側エスカレーター付近で7月25日（日）午後4時まで展示します。

▼定員 45人（先着順／事前の申し込みが必要）

▼参加料 無料

■問い合わせ・申込先 7月13日（火）までに、市民協働課（☎ 40-7108、Eメール shimin\_kyoudou@city.hirosaki.lg.jp）へ。



### 協働によるまちづくり 物品貸出制度

まちづくり活動の支援として、市が所有する物品を貸し出します。ぜひ活用してください。

▼対象 市内に在住、市内へ通勤または通学する人が主たる構成員の団体（町会、NPO法人など）が行う公共的な活動

▼貸出物品 プロジェクター、スクリーン、マイクセットなど

▼使用料 無料（ただし使用にかかる燃料など消耗品は申請者負担）

▼申請方法 各物品の所管課に直接電話等で空き状況を確認し、指示に従って必要書類を提出してください。

▼その他 物品の一覧や、所管課、貸出期間などの詳細な情報は市ホームページをご覧ください。

■問い合わせ先 制度全般について…市民協働課（☎ 40-7108）／物品の借用について…各物品の所管課